

2日間の講習会で **合格率 89.4%** の実績

第一種・第二種衛生管理者受験のための対策講座

ご存知のとおり、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場では、労働安全衛生法第 12 条により衛生管理者を置くことが義務付けられています。衛生管理者は職場の従業員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を作る重要な任務を担います。選任する必要があるにもかかわらず未選任である場合、労働安全衛生法違反となり罰則規定が適用される可能性もあります。

そこで当協会では、合格率 89.4%を誇り資格試験請負人として有名な(株)ウェルネットの臼井一博氏を講師にお招きし、①過去の出題傾向を徹底分析し、試験に出やすいポイントを絞り無駄のない効率的な学習方法を伝授、②難しい専門用語や内容について語呂合わせを使いわかりやすく解説する講義内容により、2 日間で合格レベルまで到達できる衛生管理者受験対策講座を下記のとおり企画いたしました。

ぜひご参加いただきますようご案内申し上げます。

《開催要項》

日時	[1日目] 令和 5 年 6 月 27 日 (火) 9 時 50 分～18 時 00 分 [2日目] 令和 5 年 6 月 28 日 (水) 10 時 00 分～18 時 00 分 ※ 第二種の方は、2 日目の 13 時 が終了時間となります。
会場	島根県民会館 「2階多目的ホール」 松江市殿町 158 (☎)0852-22-5506
受講料	第一種 29,700 円 (本体価格 27,000 円 消費税 2,700 円) 第二種 27,500 円 (本体価格 25,000 円 消費税 2,500 円) ※ 受講料にはテキスト、問題集など教材一式を含みます。
申込締切	令和 5 年 6 月 16 日 (金) ※ 定員になり次第締め切らせていただきます。
その他	◎ 駐車料金がかかる場合は各自でご負担ください。 ◎ 昼食は各自でおとり願います。 ◎ お申し込み確認後、請求書・受講票をご送付いたします。

定員 40 名

(受付は先着順です)

《出張特別試験について》

令和 5 年度島根地区出張特別試験は **7 月 23 日 (日)** に予定されています。正式には 4 月下旬に公表予定です。

出張特別試験にかかる日程の確認、受験申請書の請求および受験申込等につきましては各自で行っていただきますようお願いいたします。出張特別試験の日程等は、**中国四国安全衛生技術センター** でご検索ください。

本講座に関するお問い合わせ・お申し込み先

(一社) 島根県経営者協会 (福間)

〒690-0886 松江市母衣町 55 番地 4 島根県商工会館 4 階

(TEL) 0852-21-4925 (FAX) 0852-26-7651

**申込書は
裏面にあります**

講習内容（カリキュラム）

第1日目（6月27日） ○ オリエンテーション ○ 出題傾向分析と合格学習法 ○ 関係法令〔1〕（労働安全衛生法） ○ 関係法令〔2〕（労働基準法） ○ 労働衛生〔1〕	第2日目（6月28日） ○ 労働衛生〔2〕 ○ 労働生理 ----- ○ 有害業務（関係法令） ○ 有害業務（労働衛生） （有害業務については、第二種の方は対象外です。）
---	---

※ 農林畜水産業、鉱業、建設業、製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、水道業、運送業、熱供給業、自動車整備業、機械修理業、医療業及び清掃業など工業的業種については第一種衛生管理者の選任が、その他の業種（非工業的業種）については第一種衛生管理者または第二種衛生管理者の選任が義務付けられています。（労働安全衛生法第12条）

講師

株式会社 ウェルネット 専任講師 臼井 一博 氏

昭和45年千葉県生まれ。中小企業診断士、第一種衛生管理者、社会保険労務士。
ウェルネットの衛生管理者講座トップ講師として活躍。数々の企業研修で分かりやすく、情熱的な講義を行う。某企業研修では合格率100%の実績を出すなど定評を得ている。

- 受講を希望される場合は、下記「受講申込書」に必要事項をご記入の上、このままFAXにて島根県経営者協会までお送りください。

衛生管理者受験対策講座（6月27日・28日）受講申込書

（一社）島根県経営者協会 行 （FAX：0852-26-7651）

申込日：令和5年 月 日

会社名 _____ 担当者 _____

所在地 〒 _____ TEL _____

受講者氏名	受講種別 (いずれかに○)	受講者氏名	受講種別 (いずれかに○)
①	第一種・第二種	②	第一種・第二種

※ 定員は40名で、受付は先着順です。お早めにお申し込みください。

※ お預かりした個人情報につきましては、関係法令を順守し適正に管理いたします。